8月の休日・夜間の救急医療

【内科・外科】2342-0636

※JA 吉田総合病院の今年の 8 月 15 日 (お

■高田地区休日夜間救急診療所

〔JA吉田総合病院〕(吉田町)

日・祝日 8:30~翌朝8:30

■おおはた産婦人科(吉田町

8/10 (日) 9:00~18:00

【産婦人科】242-0067

都合により変更になる場合があります。出か ける前に医療機関へお問合せください。

(30,590人) 国民健康保険税第3期

8月28日

( )の数字は、前年同月数値 安芸高田市役所税務課

「お知らせします。2つの給付金。

確認じゃ!

( )厚生労働省

申請はお済みですか?

子育て支援課 ☎ 47-1283

10月1日までです

申請期間は7月1日から

8月の納税

市・県民税2期

納期限:9月1日

 $(17:15\sim19:00)$ 

5時特份 給付金

**2** 42-5611

平日 17:00~翌朝8:30

盆休み)は通常業務です。

市の人口

総人口・・30,182 人

男・・・14,546 人

世帯・・・13.184 戸

(14,750人) 女・・・15.636 人

(15,840人)

(13,176戸)

危機管理課

7

42

●受付

毎日

19

00

翌8

00

42-0605 **F**42-0224

お仕事のご相談・求人募集はハ

クをご利用ください

【甲田人権会館】※予約は、

8 月

清風会つぼみ

月間有効求人数

月間有効求職者数 職状況(5月分)

6

5

月間有効求人倍率

2 4 倍

7

から  $\widehat{+}$ 

問吉田人権会館

**23** 42

2826

【吉田人権会館】※予約は、

7

回無料弁護士相談会

たかみや

人権会館

**5**7

3

※水・金曜日以外は危機管理課で

水・金曜日

7

42

犬・猫の引き取り

敏治

相談員

消費生活相談員

9 時

市役所本庁にて ※飼い犬・

月 5 日

日 (火)・19日 (火)

畄

光

田

Ш

飼い猫の引き取りを希望される飼

い主は、必ず事前に広島県動物愛

24日 (木) から

8月12日 (火)

13

00

16

ンター

7

47 1

0

8 0

ハローワーク安芸高田の求人・求

6 5 1

1代)に相談してください

護センター

0848-86

安芸高田市障害者基幹相談支援セ

相談支援事業所もやい

問甲田人権会館

7

45

日や夜間にア

イスが受けられ

[や夜間にアドバイスが受けら子どもの急な病気について、

8 月 28 日

00

# お知らせ

# 報をお届けします

手話・要約筆記の支援者利用料は無料です。 た「声の広報」を届けています。 内容をカセットテープに録音 な方に、「広報あきたかた」の 市内にお住まいの目の不自由 **4**2 **2** 

めに、 ミュニケ ※営利目的の場合や、 を派遣します 耳や言語に障害のある方の 手話通訳者・要約筆記者 ーションを支援するた 支援が通 コ

年又は長期にわたる場合は派遣 年

金

必ず行ってください国民年金の届出・手続きを

なる前に、

会社などを退職した

なると、それまで国民年金の第 年金や共済組合の加入者でなく

3号被保険者だった方は、被扶

方は、 者になっています。 会社などに勤めていて、 第2号被保険者の方が60歳に

険者になりますので、市役所に 国民年金被保険者種別変更届」 国民年金の第1号被保

保険者になりますので、

市役所

「国民年金被保険者種別変更

※携帯電話で「ねんきんダイヤ す)へお問い合わせください。 市内通話料金でご利用できま

ル」をご利用されると、

養配偶者でなくなり、第1号被

【被扶養配偶者の方の収入が増

共済組合に加入して いる方の

礎年金や遺族基礎年金が支給さ 亡くなられたときには、障害基 病気で障害が残ったり、 あります。 れなくなるおそれがあります。 いの市役所への届出が必要で 次のようなときには、お住ま 届出を忘れずに行って、 万一、 あ

なたの大切な年金の権利を守っ

# 【20歳になったとき】 厚生年金や共済組合に加入し

います。 になって 被保険者 の第3号

第 3 号

5,

円です。

保険料は、

月額

相談

•

その他

金の保険料を納

めるこ

を派遣します

きは、 者になりますので、市役所に「国 ていない方が、 金被保険者資格取得届」 します 国民年金の第1号被保険 20歳になったと

> の方のパ 被保険者

が

養配偶者でなくなり、

第 1

号被

あり、

市役所または年金事務所

免除制度や学生納付特例制度が とが経済的に困難なときには、

国の機関

関へ苦情や意見などが

**行政相談日** 

保険者になりますので、

市役所

への申請手続きによって、

保険

【美土里会場】

総務課費

42 -5 6

11日 (月)

00

12

00

万円以上になったときは、被扶

# 【会社を退職したとき】

金や共済組合に加入している 国民年金の第2号被保険 厚生

したとき】

配偶者の方が退職して、

厚生

お

住まいの市役所、

【高宮会場】 ■相談員

15

00

年金事務所または「ねんきんダ

イヤル」(057

0

0

5

65・一般の固定電話では、

【被扶養配偶者の配偶者が退職

止できることになっています

れたりして、

保険料の未納を防

場市役所美土里支所

行政相談委員

届」を提出します

に「国民年金被保険者種別変更

料の納付が免除されたり猶予さ

会社などに勤めて、 厚生年 金

> したときにも第1号被保険者に ※ 第3号被保険者の方が離婚

基礎年金の年金額が少なくなっ

を忘れると、

将来受け取る老齢

べてが加入する制度です。 がある20歳以上60歳未満の方す

届出

国民年金は、日本国内に住所

☎0824-62-3三次年

また、不意の事故や 国民年金

歳以上<sub>60</sub> 60 (20 ます) は、 方に限り 歳未満の 日の方(20 技養配偶 国民年金の権利

### ●国民年金に加入するとき、加入者の種別がかわるとき 年金未加入→第1号被保険者 第2号被保険者→第1号被保険者 が増えたとき、配偶者が退職 第3号被保険者→第1号被保険者

## ださい】 【免除制度などをご利用してく 被保険者になるための手続きが 号被保険者だった方は、 歳になって第2号被保険者でな 平成26年度の国民年金の第

# 利をもっている配偶者の方が65

# 号被保険者の

## 20 歳になったとき 会社を退職したとき したとき、離婚したとき

彩 タ **希**(女) 天 清 (女) 吉田町 衣 **奈**(女) **(男)** 谷 川莉 中 元 八千代町 奏真 吉 汰 (男) 前 泉 心 (女) 希(男) 桜 甲田町  $\blacksquare$ 也 (男) 高宮町 愛 夢手 翔 (男) 下輝 (男) 森 単 (女) 結 愛 (女) 福 永 西 下 小 城 拓 ② (男) 川 衣 (女) 野  $\blacksquare$ 﨑 政 舞

八千代町 (相合)吉田 アキエ 84歳 (相合)廣實 ユキ子 92歳 (上入江)橋 本 進 79歳 (上入江)市原泰成53歳 (多治比)大田孝二65歳 (多治比)廣本 操91歳 美土里町 高宮町 

(上根)谷口(上根)溝田 博 89歳 弘 81歳 (下根) 叶丸 ハツヱ 98歳 (横田)六 信

勇 89歳

(船木)日原 ユキエ 97歳 ( 坂 )崎 岡 典 男 82歳 (原田)巳岡 ツキヱ 92歳 ( 坂 ) 今 井 利 巳 67歳 甲田町 (戸島)田中 ソヱ子 82歳

(上小原) 大 杉 康 弘 60歳 (上小原) 行友 スヱ子 97歳 (上小原) 西村 留五郎 86歳 (高田原)米田 アサ子 85歳

(有留)有 坂 (有留)望月

相談日の5日前まで

※平日8 ··30 17 ··15

保健医療課

7

(寄附者)

本当にありがとうござい をいただきました

8 月 12 日 いずれも、

**火** 

8 月 26 日

【たかみや人権会館】※予約は、

吉田人権会館☎ 42-2826

■8月7日 (木)・8月2日 【吉田人権会館】※予約不要

**余** 

・母子家庭

7

47

話からも利用

の # 8

0

0 (携帯電

**「安芸高田市ふるさと応援寄附金** 

高齢者支援セン

れも、

子育て支援課

7

47

8

敬称略 ※このおよろこびとおくやみは掲載を承認された方のみ掲載しています。市外で届けられた方で名前の掲載を希望される方は、政策企画課☎42-5612までご連絡ください。

(戸島) 是貞 コシミ102歳 正 男 98歳 邦 江 90歳

拳 (男)

梨(女)

敬称略

## 7 日

心配ごと相談会と併設です。 【吉田会場】 21 日 ) 0)

場市役所甲 【甲田会場】 ■相談員 場たかみや人権会館 16 日 25日 (月)  $\widehat{\pm}$ 行政相談委員 10 00

行政相談委員

■相談員

## お詫びと訂正

広報あきたかた7月号10ペー ジの一時預かり・病後児預かり事 業の記事の電話番号に誤りがあり ました。申し訳ありませんでした。 お詫びするとともに、訂正致しま

それまで第3

第

1 号

す。 (誤) 242-4921 (正) 242-2941

老齢厚生年金等を受ける権